

(新規)

控
用

平成23年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務受付印

受贈者の氏名

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
□ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注）
(単位は円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日

取得した財産の所在場所等

住宅取得等資金を取得した年月日

住宅取得等資金の金額

住所

平成 年 月 日

フリガナ

続柄

氏名

平成 年 月 日

生年月日

明・大・昭・平 年 月 日

住宅取得等資金の合計額

35

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日

取得した財産の所在場所等

住宅取得等資金を取得した年月日

住宅取得等資金の金額

住所

平成 年 月 日

フリガナ

続柄

氏名

平成 年 月 日

生年月日

明・大・昭・平 年 月 日

住宅取得等資金の合計額

36

③⑤のうち非課税の適用を受ける金額

39

③⑥のうち非課税の適用を受ける金額

40

非課税の適用を受ける金額の合計額（③⑤+③⑥）
(1,000万円を限度とします。)

41

③⑤のうち課税価格に算入される金額（③⑤-③⑨）
(③⑨に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を)
(転記します。)

42

③⑥のうち課税価格に算入される金額（③⑥-④①）
(④①に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を)
(転記します。)

43

④又は④に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④又は④に金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

(注) 震災特例法第38条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日

・

提出した税務署

税務署

第一表の三（平成23年分用）○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

改 正 後

書 き か た 等

《使用目的等》

1 この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。

2 この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。

3 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。

4 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。

5 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。

6 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

1 「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（準）」と記入してください。

2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。

（1）上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。

（2）下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地进行記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《申告書付表の書きかた》

1 「死亡した者の平成____年分 贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。

2 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地进行記入してください。

3 「2 死亡した者の納める税金」欄死亡した人の申告書第一表の㊤欄（修正申告の場合には㊤欄）の金額を転記してください。

4 「5 相続人等に関する事項」一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。

（1）「住所」欄相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地进行記入してください。

（2）「氏名」欄この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。

（3）「相続分・・・B」欄法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。

なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被 相 続 人 に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
		子も父母もいない場合	配偶者
	兄弟姉妹		4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

（4）「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。

5 「6 各人の納付税額」欄この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改 正 前

書 き か た 等

《使用目的等》

1 この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。

2 この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。

3 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。

4 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。

5 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。

6 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

1 「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（準）」と記入してください。

2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。

（1）上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。

（2）下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地进行記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《申告書付表の書きかた》

1 「死亡した者の平成____年分 贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。

2 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地进行記入してください。

3 「2 死亡した者の納める税金」欄死亡した人の申告書第一表の㊤欄（修正申告の場合には㊤欄）の金額を転記してください。

4 「5 相続人等に関する事項」一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。

（1）「住所」欄相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地进行記入してください。

（2）「氏名」欄この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。

（3）「相続分・・・B」欄法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。

なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被 相 続 人 に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
		子も父母もいない場合	配偶者
	兄弟姉妹		4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

（4）「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。

5 「6 各人の納付税額」欄この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改 正 後

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 特例受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名	⑦ 贈与の時ににおける経営承継受贈者の役職名		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑨ 経済産業大臣の 認定の状況	平成 年 月 日
④ 贈与の時ににおける資本金の額	円	認 定 番 号	
⑤ 贈与の時ににおける資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であって その会社との間に支配関係がある法人が保有 する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 無
⑥ 贈与の時ににおける従業員数	人		

(平成23年6月30日以降用)

2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細					
受贈年月日	① 贈与の時ににおける発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数 (限度額) (i) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (ii) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c) > d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可	⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等		⑧ 1株 (口・円) 当たりの価額 (裏面の「3 (3)」参照)	⑨ 価 額 (⑦×⑧)	
	株・口・円	株・口・円	円	A	円

3 株式等納税猶予税額の計算			
① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ (①-②) の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第9号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5 (1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。平成 年 月 日							
所 在 地							
会 社 名							
代表者氏名 印							

※印欄には記入しないでください。

※ 税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認			
----------	---------	---	----	----	--	--	--

(資5-11-6-A4統一) (平23.10)

改 正 前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 特例受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名	⑦ 贈与の時ににおける経営承継受贈者の役職名		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑨ 経済産業大臣の 認定の状況	平成 年 月 日
④ 贈与の時ににおける資本金の額	円	認 定 番 号	
⑤ 贈与の時ににおける資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であって その会社との間に支配関係がある法人が保有 する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 無
⑥ 贈与の時ににおける従業員数	人		

(平成22年4月分以降用)

2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細					
受贈年月日	① 贈与の時ににおける発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数 (限度額) (i) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (ii) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c) > d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可	⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等		⑧ 1株 (口・円) 当たりの価額 (裏面の「3 (3)」参照)	⑨ 価 額 (⑦×⑧)	
	株・口・円	株・口・円	円	A	円

3 株式等納税猶予税額の計算			
① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ (①-②) の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5 (1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社のすべての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。平成 年 月 日							
所 在 地							
会 社 名							
代表者氏名 印							

※印欄には記入しないでください。

※ 税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認			
----------	---------	---	----	----	--	--	--

(資5-11-6-A4統一) (平22.10)

改 正 後	改 正 前
《 書 き か た 等 》 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。 (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 ※ 贈与者が贈与の時ににおいて会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項 (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(ρ)に該当する場合には（a－c）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。 (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。 なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項 ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。 また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。 5 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項 (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時ににおいて現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。 (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の<u>全ての</u>資産の価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。	《 書 き か た 等 》 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。 (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 ※ 贈与者が贈与の時ににおいて会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項 (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(ρ)に該当する場合には（a－c）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。 (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。 なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項 ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。 また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。 5 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項 (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時ににおいて現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。 (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の<u>すべての</u>資産の価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）

経営承継受贈者の氏名		この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を2以上作成 する必要がある場合に使用します。	
1 <u>あん</u> 分前の株式等納税猶予税額の計算			
① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）		,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）			
2 <u>あん</u> 分後の株式等納税猶予税額の計算			
① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算			
	会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）
イ			上記1の④× イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額 円 00
ロ			上記1の④× ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額 円 00
ハ			上記1の④× ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額 円 00
ニ			上記1の④× ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額 円 00
ホ			上記1の④× ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額 円 00
② <u>あん</u> 分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）		00	
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。			

（平成21年4月分以降用）

※	税務署整理欄	入力		確認					
---	--------	----	--	----	--	--	--	--	--

※印欄には記入しないでください。

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）

経営承継受贈者の氏名		この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を2以上作成 する必要がある場合に使用します。	
1 <u>按</u> 分前の株式等納税猶予税額の計算			
① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）		,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）			
2 <u>按</u> 分後の株式等納税猶予税額の計算			
① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算			
	会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）
イ			上記1の④× イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額 円 00
ロ			上記1の④× ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額 円 00
ハ			上記1の④× ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額 円 00
ニ			上記1の④× ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額 円 00
ホ			上記1の④× ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額 円 00
② <u>按</u> 分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）		00	
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。			

（平成21年4月分以降用）

※	税務署整理欄	入力		確認					
---	--------	----	--	----	--	--	--	--	--

※印欄には記入しないでください。

平成22年分贈与税の修正申告書（別表）

提出用

受贈者の氏名		(単位は円)									
① 修正前の課税額 (第一表)											
I 暦年課税分	財産の価額の合計額 (課税価格)	①									
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円	②									
	基礎控除額	③									
	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④									
	④に対する税額	⑤									
	外国税額の控除額	⑥									
	差引税額 (⑤-⑥)	⑦									
相続時精算課税分											
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧									
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨									
III 合計	課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩									
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪									
	農地等納税猶予税額	⑫									
	株式等納税猶予税額	⑬									
	申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)	⑭									
② 修正前の非課税額 (第一表の二)											
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑮								
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑯								
	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高500万円)	⑰									
	非課税限度額 (1,500万円 (又は500万円)-⑰)	⑱									
	⑰のうち非課税の適用を受ける金額	⑲									
	⑱のうち非課税の適用を受ける金額	⑳									
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑲+⑳)	㉑									
	⑰のうち課税価格に算入される金額 (⑲-㉑)	㉒									
	⑱のうち課税価格に算入される金額 (⑲-㉒)	㉓									
	翌年に繰り越される非課税額 (㉑-㉒)	㉔									
③ 修正前の課税額 (第二表)											
相続時精算課税分	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額 (第一表)」及び「② 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。	①								
	財産の価額の合計額 (課税価格)	②									
	特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	③									
	特別控除額の残額 (2,500万円-③)	④									
	特別控除額 (③の金額と④の金額のいずれか低い金額)	⑤									
	翌年に以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-⑤-⑥)	⑥									
	⑤の控除後の課税価格 (②-⑤) 【1,000円未満切捨て】	⑦									
	⑦に対する税額 (⑦×20%)	⑧									
	外国税額の控除額	⑨									
	差引税額 (⑧-⑨)	⑩									
④ 修正申告によって異動した事項											
異動の内容						異動の理由					

※	税務署整理欄	整理番号								名簿						養育の 経費		年		月		日	
---	--------	------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	----------------------

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-3-1-A4統一) (平22-10)